

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	…P2
2. 学科の特色	…P7
3. 学科の名称及び学位の名称	…P8
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	…P9
5. 教育方法、履修方法及び卒業要件	…P15
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	…P17
7. 実習の具体的計画	…P18
8. 取得可能な資格	…P26
9. 入学者選抜の概要	…P26
10. 教員組織の編成の考え方及び特色	…P27
11. 施設、設備等の整備計画	…P30
12. 管理運営	…P32
13. 自己点検・評価	…P33
14. 情報の公表	…P35
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	…P35
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	…P36

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨

1) 質の高い看護ケアに対する地域的要求への対応

本学が立地する北海道河東郡音更町は、人口 43,542 名（R3.7.31 現在）で北海道 179 市町村では 18 番目に多く、町村では一番人口が多い自治体である。音更町の「第 8 期おとふけ生きいきプラン 21（第 8 期音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」【資料 1】では、令和 3 年の高齢化率が 29.1%となり、この 20 年間で 11 ポイントも上昇したことが記載されており、あらゆるサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を深化させ、推し進めていく決意が述べられている。政府としてもケアを社会における重要課題として認識し、地域包括ケアシステム【資料 2】を打ち立てており、地域課題の解決には専門家や市民、民間企業等の連携が不可欠であり専門分野を超えた多職種連携が必要であるとされている。

本学は地域貢献型の短期大学である。音更町とはこれまで「地域包括連携協定」に基づき様々な協働での取り組みを実施している。例えば「短大と手をつなぐ住民の会」の組織化や「ふるさと納税を活用した奨学金制度」、町との共同開催の「生涯学習講座」等の地域連携活動は枚挙にいとまがないほどの良質な関係性を築いてきた。本学が目指す地元創成看護学を構築するためには、看護学と地域社会との協働が不可欠である。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来る「地域包括ケアシステム」の理念に立ち、本看護学科は地元創成看護の理念を標榜している。「地域包括ケアシステム」は一律一様のものではなく、地域に生活する人々の生活そのものによって異なる。つまり地域ごとの特有なシステムとして地域づくりをしながら新しい看護の教育、研究、実践活動を通してこの地の「地域包括ケアシステム」に貢献することができる看護職の養成が極めて重要な役割を担うものと確信している。

「地元創成看護学」を構築するために、本看護学科では、地域住民によるボランティアの活用を教育課程の中心に据える。すなわち、模擬患者（Simulated Patient、以下、「SP」という。）並びに学習促進者（以下、「ファシリテータ」という。）の育成及び編成である。SPは、地域住民を対象に募集し、地域医療に関する生涯学習講座を受講してもらい、修了者には修了証を授与し、授業の際に協力してもらい模擬患者名簿に登録してもらい、SPは必要に応じて授業に参画していただく。既に令和 3 年度における生涯学習後期講座から開講しており、受講生 20 名【資料 3】を募集している。

次に、シミュレーション教育で重要な役割を担うファシリテータを養成する。ファシリテータは、町内外在住の看護師資格を有する臨床経験のある方で、学内のシミュレーション教育の支援（ファシリテーション）を依頼する。合わせて学外実習の補助も依頼する。開設前年度に募集を行い、年間 5 名程度を確保する計画である。

これらの制度を実施するにあたり音更町はもとより十勝総合振興局管内の市町村の協力は欠かせない。本看護学科設置計画については、北海道十勝圏活性化推進期成会「令和 4 年度国等の施策及び予算に関する要望書」VI未来を拓く人材の育成・教育環境の充実 27 帯広

大谷短期大学の看護学科新設への支援として重点施策に位置付けられ、同期成会及び音更町長並びに一般社団法人十勝医師会長からも本看護学科設置に係る期待の声【資料4】が寄せられ、地域から力強いご支援をいただいております、協力体制は既に構築されている。

本学では、以上のような教育課程を経て地元創成に関わる地域社会のリーダーシップ資質を身に付けた看護師養成を目標とするものである。このような人材は、小規模病院の人材確保に直結するほか、連携する実習先の病院を中心に現任者研修の支援も行うなど看護職の質の確保を促す効果が期待され、看護職の定着につながるものである。その先に、知識・技術をもった経験豊富な看護師が増えることが予測され、地域医療の質が保証されることを目標としている。

2) 本短期大学看護学科の設置趣旨

本学は、親鸞聖人の本願念仏のみ教を建学の精神とし、「大いなるいのちに目覚め、人間として生きる喜びを見出すことを願いとしている」と整理されている。これは「命の大切さを理解し、輝ける命を見出すこと」であり、本学の教育の根幹には常にこの精神が反映されている。

本看護学科は、建学の精神に加えてフローレンス・ナイチンゲールの看護思想を軸にして組み立てている。ナイチンゲールは「病気とは回復過程である」との疾病観のもと、「看護とは自然治癒力がもっともよく働くように回復過程を整えることである」とした看護観を述べており、医療の現場で避けることができない「命」と健康については、自然過程の働きに支えられているという生命観、健康観を述べている。本学の建学の精神の重要な言葉である「大いなるいのち＝無量寿」、すなわち「寿（いのち）」から病気を捉えなおしてみること、自然過程を生きる人間と向きあい、個としての命は〈有限〉でも連綿とつながり続けるいのちは〈無限〉という人間の希望につながる考えが示される。従って、建学の精神とナイチンゲールの看護思想に連なる看護とは、人々の希望を支えるという営みである。本学の建学の精神は、「支え合い共に生きる精神」と言い換えられるが、希望を支える看護とはまさに「共に生き共に支え合う精神」を醸成することにほかならない。このことは、地域包括ケアシステムにおいて看護職が求められる多職種連携の精神とも繋がっていく。

本看護学科の設置に伴い、令和5年から新たに地域共生学科を設置し、社会福祉科と併せて3学科体制の短期大学とする計画である。地域共生学科にはキャリアデザインコースと食と栄養コースを置き、国内有数の食料生産地である十勝を学びの場とする方針である。そこに在籍する介護福祉士、栄養士、保育士、幼稚園教諭を目指す学生達と一緒に学ぶことで、多職種連携への素養を培うことができる。教育課程の初年度に設定されている「思考と表現」を例にとると、全学科の1年生全員を20人程度の少人数制に編成し、全学科の教員がそれぞれ担当するゼミナール形式をとる講義である。こうした既存の学科の学びと融合することにより、初年度から様々な目標を目指す仲間を得て、互いに切磋琢磨する環境を用意している。さらに、看護学を地元創成の資源として活かし、地域住民とのつながりを実践的に創る「地元創成看護論」の科目を置く。この十勝地域も高齢化、少子社会がもたらす多死少産により、確実に人口減の未来に向かっていくが、本学に看護学科を設置することで、地域住民と看護学科の関わりの中で生まれる力を地域社会に還元し、新たな社会を創成することが可能となる。

特に本学は創立 60 周年を迎えた中で、十勝の福祉分野で長く住民とつながる活動を行ってきた実績がある。それは建学の精神である「いのちの尊さ、いのちの豊かさ、いのちのありがたさ」を連綿と繋いできた歴史である。「地元創成看護論」における理念の構築を目指し地域住民とつながることは、看護学を媒介とした社会の創造に他ならない。例えば、先述した教員と地域住民の協力で模擬患者を養成して、看護学生のシミュレーション教育に寄与する取組みは、住民の社会参加と健康寿命の獲得という効果を創成する。また、実習に協力していただく施設のシミュレーション教育を本看護学科教員が応援する取組みは、看護職の知識の再獲得に寄与し、組織の人的資源の確保やキャリア発達支援となる。

以上のように、看護学を基盤とする学びあいの社会を目指すのは、希望につながる「ケアを楽しむまちづくり」【図 1】である。その循環によって、本学の教育の質向上がもたらされるものと考えている。

<図 1 ケアを楽しむまちづくり イメージ図>



(2) 設置の必要性

1) 地域における看護師養成施設の必要性

十勝での最重要課題は介護福祉士不足のみならず、看護師不足が挙げられてきた。北海道看護師養成数一覧【資料 5】の比率を見ても、十勝は最低ランクに位置している。人口に対する看護師養成数(入学定員)の割合では、人口 336,986 人に対し、養成数は 75 名(R2. 11. 19 現在)であり、十勝総合振興局は 0.02%と最も低い数値である。医療体制の充実整備はこの地域の大きな課題である。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の結果、看護師不足が多くの地域で露呈し、市民生活の日常に大きな不安や恐怖を抱かせるに至った。現状においても感染拡大が収まることなく、甚大な影響が各地域に起こっている。

次に、令和元年度看護師等学校養成所の状況【資料6】を三次医療圏ごとに比較すると、現在十勝圏では、十勝圏複合事務組合が所管する看護師養成所1校、北海道社会事業協会が所管する看護師学校が1校あり、十勝圏の養成課程は2校、合わせて1学年定員75名である。これを人口10万人あたりの養成者数で比較すると十勝圏は22.3名で北海道の平均51.1名を大きく下回らる。養成者数の少なさは、地域別入学状況にも大きな影響を与え、三次医療圏域内の入学割合（自給率）における十勝圏の数字が43.6%であることに端的に示されている。

十勝圏では、令和5年に帯広市医師会が35名の看護師養成校の開設を計画しており、本学が計画する40名の養成者数を合わせて漸く人口10万人あたりの養成者数が44.6名となるが、依然として高い水準にあるとは言えない。

これらの数値が示すのは、看護師養成者数の少なさが十勝圏における慢性的な看護師不足の直接的な要因となっていることである。第8次北海道看護職員需給推計【資料7】によれば、令和7年における北海道の看護師不足は1,416名とされている。十勝圏においては、平成30年の就業者数から令和7年の需要推計の差が322名の不足となっている。十勝の看護師不足の深刻な状況は、平成30年末看護職員就業状況【資料8】によれば、人口10万人あたりの看護師・准看護師の就業者数(実人員)は1322.9人であり、道内平均の1544.9人に比して222人少なく、道内三次医療圏では最も少ない値である。

一方、北海道の看護師養成課程の直近3か年平均の充足率は大学で109.6%、3年制課程で92.3%、5年一貫校で99.7%であり高い水準で推移している。【資料9】

同様に、北海道の看護師養成課程の応募者と競争倍率の直近3か年平均を見ると、大学が応募者数4,740人、競争率4倍、3年制課程で応募者数4,761人、競争率3.2倍であることから多くの志願者が存在している。このことは、看護師になりたい層が確実に存在していることを示していると言える。本学が十勝圏に看護学科を設置することは、十勝圏からの看護師を目指す人材の流出を防ぎ、地域医療の担い手を育成するために必要不可欠と考えている。

地域医療は、もとより住民の生命や健康に直結する不可欠なライフラインの公共サービスである。地元住民が安心と信頼の上に地域医療を受けられる医療提供体制を確保することは、生涯を通じて健康で安らぎのある生活を送ることができる地域社会、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる環境づくりの推進につながる。こうした魅力ある町づくりへの発展を地域で支えるためにも、将来の地域医療を担う質の高い看護職人材の養成と確保が必要であり、地域の保健医療、福祉や介護の分野において、次代の看護界を背負いリードする人材として輩出するものである。まずは地元で学べる環境を整え、地域と連携して取り組むなど学校独自の取組を発信する方針である。

2) 看護師の需給対策から

令和3年5月に改正医療法が成立し、医師の働き方改革の推進の加速が見通されることとなった。具体的にはこれまで医師が行っていた相対的医行為の見直しが見られると考える。それにより、医療現場の多職種へのタスクシフトやタスクシェアが予測される。したがって病院医療のみならず、在宅医療の場でも看護師の役割が拡大すると思われる。また、「地域包括ケア」のさらなる推進により、今後の看護師の需要は、訪問看護や在宅ケアにシフト

するものとする。そのため、より一層看護師の需要が高まることになるだろう。また、IT技術の進歩に伴う知識技術も新しく獲得する必要がある、現任者教育もこれまでとは異なる側面の開発が必要とされる。本学が所在する地元音更町のある看護管理者によると、「中小病院に採用されるのは経験あるナースがほとんどであるが、看護師不足のために教育担当者の育成に支障をきたしてきた。そのため卒後教育の組織的体系化が遅れ、看護職のキャリア発達支援が弱い」という現状を課題としているとのことである。

本学には、先述したように介護福祉士養成課程、保育士・幼稚園教諭養成課程、そして栄養士養成課程があり、これらすでにある資格養成と看護師養成課程を一体化して、この地域住民の健康で幸せに過ごす人生を中長期に渡り、支えることが本短期大学に与えられた使命であるとする。

なお、仏教には「ビハラ」（古代インドにおいて仏教経典の記録などに使用されたサンスクリット語で、「休養の場所、気晴らしをすること、僧院または寺院」などの意味を持つ言葉）なる考え方があり、これらの点も先述した本学の「建学の精神」に合致するところでもあり、本学の将来構想に資するところになると考えている。

(3) 教育研究上の目的

1) 養成する人材像

看護学が実践の科学であることから、命の大切さを理解し、輝けるいのちを見出すことを願いとして生涯学び続ける人材を育成する。本学では人々の生命を護り健康課題を支援するために必要な看護実践能力を身につけながら、自己研鑽を継続する人材を育成する。また、保健・医療・介護・福祉のチーム活動において、看護の視点からマネジメントやリーダーシップを発揮できる看護職として、保健・医療・介護・福祉の多職種および地域の人々と共に育ちあう意思と、へき地看護に関心を持ち続け、地元創成看護学の創出に寄与する看護職を養成する。

2) 看護学科教育目的

本学の建学の精神にある「いのち」を、「有限でありながらつながるいのち」と解釈し生きる意味を探求し、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、社会が必要とする看護実践能力を身につけた人材を育成する。また、知性、倫理観及び応用能力を養い、自己研鑽を継続し地域社会で協働できる実践力を備えた看護専門職を育成して、社会と看護学の発展に寄与する。

3) 看護学科教育目標

- ①「いのち」の尊厳を探求し「いのち」を護る看護人材を育成する。
- ②豊かな人間として成長するために、他者との関係性を発展させ協働できる能力を養う。
- ③事実を多面的客観的に捉え分析して課題を抽出し、他者と共に創造的に学び合う能力を養う。
- ④看護が担う社会的使命と責任を自覚し、科学的倫理的判断に基づく看護を実践する能力を養う。
- ⑤多様な社会に関心を持ち、新たな課題にチャレンジする勇気と経験から主体的に学ぶ能力を養う。

4) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本学の建学の精神、看護学科の教育目的・教育目標、大学における看護系人材養成の在り

方に関する検討会（2017）、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいて、卒業までに所定の単位を修得するだけでなく、以下に掲げる到達目標を身につけ、卒業後、自分自身で物事を考え、組み立て、探求しながら生涯学び続ける基礎能力を獲得している学生に、短期大学士（看護学）の学位を授与する。

＜表1 看護学科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）＞

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 保健医療介護福祉組織のチーム活動に必要なコミュニケーション能力を身につけている。2. 豊かな感性を持ち人間の生命と尊厳を守り、知識・技術・態度を統合して看護を実践できる。3. 科学的根拠に基づき臨床推論し、看護の対象に合わせて創意工夫・応用できる。4. 看護の使命と倫理観に基づき看護専門職として自己研鑽を継続できる。5. 保健医療介護福祉の課題に取り組む地域の人々と連携・協働し、地元創成に貢献する能力を身につけている。6. 国や民族・性別の枠を超えて多様な文化や価値観を受け入れ、国際的な健康課題を理解することができる。 |
|--|

【資料1】第8期音更生きいきプラン21（第8期音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

【資料2】地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

【資料3】帯広大谷短期大学模擬患者養成講座募集要項

【資料4】令和4年度国等の施策及び予算に関する要望書 北海道十勝圏活性化推進期成会及び同期成会及び音更町長並びに十勝医師会の副申

【資料5】北海道看護師養成数一覧

【資料6】令和元年度看護師等学校養成所の状況

【資料7】第8次北海道看護職員需給推計

【資料8】平成30年末看護職員就業状況

【資料9】令和元年度看護師等学校養成所の状況（充足率）

2. 学科の特色

「我が国の高等教育の将来像＜中央教育審議会答申要旨＞（H17.1.28）の第2章3「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」で言えば、本学の果たすべき役割・機能は、社会貢献機能（地域貢献）に該当する。

（1）学生、指導者、地元住民がともに育つ学習環境の構築

本学では、学内演習授業にシミュレーション教育を積極的に取り入れる。学生は、座学で学んだ知識をもとに、具体的な場면을イメージできるシチュエーション・ベースド・ラーニング（以下、「SBL」という。）で、ファシリテータ、地元住民によるSPと共に学ぶ。学生がシナリオに沿ってSPに看護を実践した後は、その経験をリフレクションして繰り返し学ぶことができる。SPは、地域ボランティアによる模擬患者養成講座プログラムを開発して本学の地域連携推進センター生涯学習講座で養成する。SBLの具体的な場面で起きている重要ポイントを学生にフィードバックするファシリテータは、臨床の場を定年退職した看護職有資格者を起用するため、ファシリテータ養成講座を組み参加を募る。長年培った臨床経験を演習や臨地実習指導に活かしていただく仕組みを作る。

SPや、ファシリテータ、教員と共に繰り返しSBLによる実践体験型学修をする学生は、

校内演習で科学的知識と経験的知識を統合して学びを深める。ファシリテータにとっては、看護専門職としてのリカレント教育になる。SPにとっては高齢者としての社会参加と健康寿命の延伸につながる体験となることが予測される。

(2) 地元創成看護学の構築

地元十勝の未来社会が必要としている安全安心で住みやすい地域社会の創成に向けて、看護学の強みである健康な暮らしを支える専門的知識を活かし、未来を創る地元創成看護学の実践的知識を探求する。地元創成看護学の創出は、本学が所在する音更町との連携から始める。音更町の令和2年の65歳以上の高齢化率は29.1%である。しかし、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22年に向かって、我が国の高齢化率は右肩上がり推移しており音更町も例外ではない。令和22年頃の未来社会では、社会資源の減少が想定されている。現在でも社会資源には偏りがあり、地元音更町の住民にとって医療ニーズを抱えた在宅ケアはハードルが高い。例えば令和3年7月末時点で43,539人の音更町には、看護師が5.5人規模の訪問看護ステーションが1軒のみである。この一例でも保健医療福祉資源を充実させ、住み慣れた地域で安心して最後まで自宅で生活したいというニーズに対応できる社会の創成が急務となっていると推測できる。本学では、地元住民や行政と地域の将来構想策定に関わる学修ができる科目として、「地元創成看護論」を置く。「地元創成看護論」では、保健医療福祉のハード面やソフト面共に、社会資源が少ない中で、新たな地元住民の多様な健康課題に幅広く対応する方策を検討して、音更町が主導する知識を創造していく過程に本学を上げて参加し、実際に活用できる社会資源を探求する。また、「地元創成看護論」による実践の成果を研究して地元創成看護学の構築に寄与する。

(3) 十勝の過疎地域に必要なへき地看護の発展に寄与する

地元創成看護学の構築に関連して、過疎地域の人々の健康を支えるへき地看護の発展に寄与する課題がある。十勝の人口は334,736人で1市18町村のうち人口が7000人未満の過疎地域は15町村ある。十勝で生活する住民のおよそ4割は、帯広市中心部から自動車ですら1～2時間程度の距離に住む。このような保健医療の面から見た遠隔地（以下へき地）に勤務する看護職には、プライマリ・ケアの担い手として、あらゆる発達段階、あらゆる健康レベルの対象への看護が求められる。本学では、地元の医療機関や行政と協力して、十勝のへき地看護を担う看護職の連携を目指し、研修支援や、人材育成に取り組む。十勝におけるへき地看護の特色や課題の知見は、ルーラル・ナーシング学の分野で探求される課題であり、地元創成看護学に関連した知識創出につながると考える。

3. 学科の名称及び学位の名称

設置する学科は、看護学の専門科目を中心として教育課程を編成しており、人材面でも看護師養成を行う学科である。従って学科の名称は「看護学科」、授与する学位の名称は「短期大学士（看護学）」とする。短期大学士（Associate degree）は高等教育における学位であり、国際標準教育分類（ISCED）ではレベル5Aに相当する。

名称：看護学科 英訳名（Department of Nursing）

学位：短期大学士（看護学） 英訳名（Associate degree in Nursing）

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）

本学看護学科の教育目的、教育目標と、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを表2に示す。

＜表2 看護学科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）＞

1. 学生が、建学の精神（親鸞聖人の教え）を学ぶことにより豊かな人間性を涵養し、総合的な思考力や判断力、表現力を培い、地域社会に貢献する人間となるために共通教養科目（初年次教育、キャリア教育を含む）を設置する。
2. 多様な暮らしを営む人々の視点に立って考え判断する能力を育成するために、看護のすべての場面に倫理的問いがあることを繰り返し学習する授業デザインとする。
3. 科学的根拠および経験学習に基づき、主体的に学習するシチュエーション・ベースド・ラーニングを取り入れたシミュレーション教育を推進する。
4. 模擬患者との演習を通して、看護援助場面におけるコミュニケーション能力を育み、学修した知識を応用する演習環境を整備する。
5. 保健医療介護福祉組織の一員としての役割・責務を果たすために必要なマネジメントを学修する実習環境を整備する。
6. 国際的な視野を持ち、国や民族・性別の枠を超えて多様な文化における健康課題を学ぶ教材を提供する。

(2) 教育課程と配当年次

本学看護学科の科目構成、科目区分に沿って、基礎分野 14 単位は 1 年次に担当し、専門基礎分野 23 単位は 1 年次から 3 年次、専門分野 70 単位は 1 年次から 3 年次に担当している。

(3) 科目構成及び科目区分

授業科目は、看護学教育モデル・コア・カリキュラムを踏まえ、【基礎分野】【専門基礎分野】【専門分野】の 3 分野群から構成する。3 年間の科目構成は、学修段階に応じて、豊かな人間性を高める教養教育と、コミュニケーションスキルの獲得を中心とした【基礎分野】、看護の対象としての人間を理解するための基礎医学を中心とした【専門基礎分野】、看護の専門分野の知識・技術に関する【専門分野】へと発展させる積み上げ・スパイラル循環型カリキュラムデザインとしている。1 年次から 3 年次までの授業は、各分野・各領域の座学での学びを積み上げ、学内演習で確認しながら記述して学外の実習で実践する。学生は、実習で学んだ知識を振り返り、記述しながら経験を統合するスパイラル循環方式で学びを積み上げる。カリキュラム・マップは【資料 10】のとおりである。

1) 基礎分野

基礎分野は、「専門基礎分野」と「専門分野」の基礎となる科目で、「科学的思考の基盤」6 科目と「人間と生活・社会の理解」8 科目の 14 単位で構成している。

①科学的思考の基盤

看護学は科学的知識を看護実践に応用する学問である。専門基礎科目や専門科目につながる知識が、看護の対象に必要な援助を創意工夫する基礎的知識であることを理解する。

②人間と生活・社会の理解

看護学は人間を対象としている学問である。人間とは何かを問う人間学や社会を成り立たせている実践的知識が、専門科目の基盤となることを理解し多様な社会に生活する人々と連携協働する基礎的能力を育成する。

2) 専門基礎分野

専門基礎分野は、看護学の学際領域の基礎的知識を学ぶ科目である。「人体の構造と機能」4科目、「疾病の成り立ちと回復の促進」10科目で、14科目17単位で構成している。「健康支援と社会保障制度」は、5科目6単位で構成している。

①人体の構造と機能

人体の構造と機能を系統的に理解できるように「形態機能学Ⅰ・Ⅱ」「生化学」と、人体に攻撃的に関与する外的・内的環境の調整に関わる「微生物・ウイルス・免疫学」の4科目で構成し、看護実践の基盤となる臨床推論・臨床判断に関わる基礎的知識を修得する。これらの科目は、看護の対象である人間の身体の知識を扱う基礎科目で看護実践のエビデンスにつながるため、専任教員を配置する。

②疾病の成り立ちと回復の促進

人間の身体づくりと回復促進の基盤である、「臨床薬理学」「臨床栄養学」「リハビリテーション論」の3科目と、疾病の成り立ちと回復促進に関わる専門領域の「病態生理学」「診断治療学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」7科目で構成し、看護実践の臨床推論・臨床判断に関わる基礎的知識を修得する。そのうち臨床薬理学は、医療が複雑で多様な疾病構造になっているため多くの知識を必要としている今日の課題に対応できるように、60時間2単位で構成している。

③健康支援と社会保障制度

人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて失われた能力を回復するだけでなく、残されている機能を最大限に生かして暮らしを創る支援に必要な、「口腔保健論」「公衆衛生学」「社会福祉学」「社会保障制度論」「保健医療福祉連携論」の5科目で構成し、多様な看護実践に活かす基礎的知識を修得する。

3) 専門分野

専門分野は、看護学を構成する概念である人間、環境、健康、看護の理解を基盤として、科学的検証過程を踏まえて看護の対象となる人に必要な看護実践能力を修得する。各概論では、看護の初学者である学生のレディネスに働きかける工夫をして学習意欲と能力を引き出し、看護実践の基本となる専門基礎知識・技術、クリティカルシンキング、倫理的態度を自ら探求する能力を養う。

演習では、シナリオに沿ったSBLによるリフレクションを繰り返すシミュレーション教育を整備して、看護の基盤となる基礎的理論と知識技術を使って臨床推論する能力を育成する。また、SBLは、模擬患者の協力による、教員及びファシリテータと学生、学生同士が学びあう双方向学習である。このSBLにより、臨床に近い場をイメージして、生身の模擬患者とのコミュニケーションを発展させる得難い経験ができる。SBLは、実習のイメージトレーニングとなり、学生が安心して実習に臨める機会となる。タスク・ラーニングは、シミュレーターによる学習が主であるが、1学年が40人であることから、少人数で演習し相互に振り返り演習の学びを伝え合う授業をする。

専門分野は、「基礎分野」「専門基礎分野」で学んだ知識を応用しながら、看護実践の基盤となる看護学を学び、卒業時に修得している能力だけではなく、卒業後、自分自身で物事を考え組み立て、学修した知識・技術を統合していく能力を育成する。科目は、基礎看護学6

科目 11 単位、多様な場で必要とされる看護を学ぶ地域・在宅看護論 3 科目 6 単位、人生のライフサイクルごとの領域別科目、成人看護学 3 科目 6 単位、老年看護学 3 科目 4 単位、小児看護学 3 科目 4 単位、母性看護学 3 科目 4 単位、精神看護学 3 科目 4 単位、看護に必要な知識・技術・態度を統合して活用する実践能力を育成する、看護の統合と実践 11 科目 11 単位、その内、看護学が地域住民とつながり、地元地域の健康課題に取り組む地元創成看護論 2 科目 2 単位を含む。臨地実習は 23 単位である。合計 50 科目 70 単位で構成している。領域ごとに科目名を概論、看護学技術論として学内における講義と演習の学びをスパイラル循環させながら実習につながるカリキュラム構成にしている。

①基礎看護学

「看護学概論」では、教員や熟練看護師の実践事例及び既存の DVD を教材として活用し、看護が果たす役割の理解を深める。「援助的人間関係論」では、カウンセリング理論や、コーチング、アサーション等のコミュニケーション技法を活用する能力を育成する。「看護診断技術論（フィジカルアセスメント）」、「基礎看護学技術論Ⅰ（生活援助技術、生理的援助技術）」、「基礎看護学技術論Ⅱ（診断治療に伴う援助技術）」で学ぶ知識技術と、基礎分野・専門基礎分野で学んだ知識をつなげて疑問を表出しあい、自ら調べ体験する演習を通して臨床推論、臨床判断する基礎的能力を育成する。「看護過程論」では、看護実践の科学的検証過程の基礎を学ぶ。また、事実に基づく看護記録が医療の法的根拠として扱われることを理解し記述の工夫を含め、看護過程の実践能力を身につける。

②地域・在宅看護論

地域・在宅看護論では、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護を学ぶ。また、様々な健康レベルにある人に必要な看護の知識技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する。さらに、社会的リソースを活用しながら、最後まで自宅で生活する人々に寄り添う終末期看護に必要な基礎的能力を育成する。

③成人看護学

成人看護学では、社会の労働資源の中心として活動する人々の特徴を踏まえ、生命の維持や救命に関わる急性期看護の知識技術と、疾病の回復過程を支える知識技術を身につける。さらに、残された心身の機能を生かして、生活を再構築しながら生きる人々に寄り添う能力を育成する。また、慢性期看護の知識技術を創造する基礎的能力を育成する。

④老年看護学

老年看護学では、老年期にある人々の加齢に伴う身体的特徴や、社会との関わり変化に伴う心理・精神的特徴を学び、心身の機能低下予防に必要な看護や、社会の変化に適応していくために必要な社会資源活用、老年期にある人々が社会参加するための支援に必要な知識技術を学ぶ。また、少子高齢社会では老年期にあっても社会資源として老年期の強みを社会に活かす知識技術を創造する基礎的能力を育成する。

⑤小児看護学

小児看護学では、小児看護の対象である子供の成長・発達・健康・家族・看護について学修し、すべての健康レベルの子供の発達段階各期における特徴や課題、社会環境、小児保健の動向、子どもの権利擁護や倫理、子どもの健康を守る保健医療福祉システムを学修し、

健康障害がある子供とその家族の特徴及び症状や病期に応じた看護援助に必要な基礎的能力を育成する。

⑥母性看護学

母性看護学では、母性看護の基盤となる母性の概念、及びリプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点から性と生殖に関する健康について学ぶ。セクシュアリティの概念と発達及び課題、女性のライフサイクルにおける各期の特徴と健康課題、疾病予防、マタニティサイクルにおける母子の正常な状態と、健康障害について理解する。また、性に関わる現代社会の課題や、国際社会における母性看護の現状と課題を学修し母性看護の意義や、特性、役割について理解を深める。

⑦精神看護学

精神看護学では、心の健康の概念を学び、ライフサイクル各期における発達課題と心の危機状況や健康障害について理解する。また、自殺予防、依存症等の早期支援体制、心の健康を維持する支援制度、及び精神疾患をコントロールしながら地域で生活する人々の支援について理解する。心の危機状況や健康障害を持つ人に必要な援助を実践する基礎的能力を育成する。

⑧看護の統合と実践

看護の統合と実践では、既習の知識を統合してあらゆる看護場面で求められる看護マネジメントの必要性を理解し、チーム医療においてメンバーシップ及びリーダーシップの実践を通して、多職種と協働するために必要なマネジメント能力を育成する。

ア. 看護管理学

看護管理学では、看護実践におけるケアマネジメントや、看護サービスマネジメントなどの組織運営に必要なマネジメント及び看護政策に必要な知識を学び、看護実践の質保証がマネジメントによって左右される重要性を理解する。さらに様々な資源の強みを活かすマネジメントを実践する基礎的能力を育成する。

イ. 災害看護学

災害看護学では、地球規模で襲ってくる自然災害のみならず、グローバル社会においてはテロによる破壊に伴う健康被害に対応する知識を理解する。非常事態・緊急事態に対応する客観性と、危機的状況にある人々と共同し最善の対応を選択するマネジメント能力を育成する。

ウ. 医療安全学

医療安全学は、医科医療、歯科医療、医薬品、医療機器、看護安全など多岐にわたり、関連分野としてリスクマネジメント、品質管理、ヒューマンファクターと安全工学、リスクコミュニケーション、情報科学、行動科学、疫学・統計など多種多様の専門分野の膨大な複合領域の知識が必要である。患者中心の医療を充実させるために、保健医療福祉チームの一員として医療安全文化を醸成する基礎的能力を育成する。医療安全に深くかかわる薬害事象については、実際に薬害被害に合われた方の意見や体験等を直接聞く機会を設け、学生だけではなく教職員を含め再発防止について議論する授業を組み立てる。

エ. 国際看護学

グローバルヘルスや国際協力のしくみ、国際救援における具体的な看護活動について学

び、国際看護における異文化理解の重要性、発展途上国の健康問題、看護活動などを理解する。国際的見地から看護を学習することで、地球上の人々の健康課題に対する看護の貢献のあり方を考え、異文化における看護・医療サービス提供者としての姿勢を育成する。

オ. 研究方法論

将来的な看護研究活動の基盤をつくるために、演習を通して研究の基礎的知識と研究のプロセス、研究倫理及び具体的な配慮について学ぶ。これまで明らかにされている研究成果を看護実践に活用するために、様々な看護事象への疑問や関心を深め、文献レビューをとおして看護学を探究する能力を育成する。

カ. 地元創成看護概論

地元創成看護論は、本学が十勝地域の健康の担い手として社会参加していく授業である。本学が地元創成に関わる地元地域は十勝全域を指す。本科目では、本学が立地している地域の歴史や産業に関する知識および人々の暮らしについて学習する。これまで行政が担ってきた町づくりについて学び、地元創成の視点から地域で暮らす人々の未来を想像し、看護の強みを活かして健康増進や地域の活性化推進について考える力を養い、希望につながる地域社会の創成を探究する能力を育成する。

キ. 地元創成看護論演習

本科目では、地元創成看護概論で学修したことを踏まえ、演習を通して地域で暮らす人々との交流を図り、地元住民と共に地元創成についての考察を深める。また、地域で暮らす人々を支える保健医療福祉サービスについて学習し、地元住民が抱える健康課題について理解する。町の暮らしの活性化を推進し、健康的に暮らすために必要なサービスや仕組みについて地元住民との交流により課題を明確化する能力を育成する。

ク. スタートアップ演習

本科目は、基礎看護学実習Ⅱ、領域別実習を行うための準備演習と位置付けている。各実習の目的・目標および内容を理解し、実習を効果的に行うためのチームビルディングの重要性やカンファレンスの意義および進め方、報告のあり方等について学修する。各実習において、知識・技術・態度の統合および科学的思考過程を用いた看護実践による学びを深めるために、実習への取り組み方や自己の課題について明確化し、看護チームの一員として主体的に学修する能力を育成する。

ケ. 基礎看護学特講

本科目では、講義・演習・実習を通して、これまで学んできた基礎看護学・看護管理・医療安全・成人看護学(慢性期)など、臨床の看護実践に関する知識・技術および重要事項について有機的に統合する。また、各分野に必要な基本および専門的知識を活用することで、対象の状況に応じた適切な看護支援について考える力を養う。

コ. 臨床看護学特講

本科目では、講義・演習・実習を通して、これまで学んできた老年看護学、小児看護学、母性看護学、地域・在宅看護論など臨床の看護実践に関する知識・技術および重要事項について有機的に統合する。また、各分野に必要な基本および専門的知識を活用することで、対象の状況に応じた適切な看護支援について考える力を養う。

サ. クリティカルケア特講

本科目では、クリティカルケアにおける患者とその家族への看護を提供するために必要な基本的知識について学修する。呼吸・循環・代謝などの重大な機能障害により生命の危機状態にある患者が、回復に向かうための高度先進医療および全身管理の知識と、患者の生命を守り生活を支える援助にかかわる幅広い知識について学びを深める。また、クリテ

ィカル領域における患者の家族を支える看護援助について考える力を養う。

⑨臨地実習

1年次は基礎看護学実習1単位である。2年次は基礎看護学実習2単位、成人・老年看護学実習7単位で、合計9単位である。3年次は地域・在宅看護論実習4単位、小児看護学実習2単位、母性看護学実習2単位、精神看護学実習2単位、総合実習2単位、地元創成看護論実習1単位で、合計13単位である。1～3年次の臨地実習は23単位である。

基礎看護学実習Ⅰは病院実習で、1年次で初めて看護の対象となる患者を受け持ち、コミュニケーション、療養生活の観察、環境整備などを体験する。対人関係を構築して、病院で療養している人にとっての治療の意味や、看護援助の独自性や専門性について学修する。基礎看護学実習Ⅱは、看護過程を用いて臨床推論臨床判断し、根拠に基づいた看護を実践評価する。

成人看護学実習では、成人期にある人の健康レベルに応じた看護問題をアセスメントして計画実践評価する。また急性期および慢性期の健康レベルにある人を受け持ち実習する。老年看護学実習では、介護施設で生活している人への看護実践および療養病棟で長期療養を続けている人への看護を実践する。

精神看護学実習では、精神科病棟で療養している人の看護を実践する。

地域・在宅看護論実習の場は、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、町村の保健センターである。町村の保健センターでは、様々な予防ケアや疫学や公衆衛生学に基づいた支援をしている保健師の実践を見学する。地域包括支援センターでは、多職種が連携して実践している複雑な背景を持つ人への支援の実際を見学する。訪問看護ステーションでは、在宅で療養している人への看護を根拠に基づいて実践する。

看護の統合と実践の総合実習は、既習の知識技術態度を統合して医療チームの一員としての看護の責務を学ぶ。また、組織マネジメントの知識と自身の倫理観や看護観を明確にして看護専門職としての到達状況を評価する。

2年次から3年次で経験する臨地実習すべてにおいて、看護チームの一員として行動しチーム医療を確認しながら学びを深める。

4) 地元創成看護論

地元創成看護論は、本学が十勝地域の健康の担い手として社会参加していく授業である。十勝は、北海道の南東部に位置し、総面積は、10,831.62k㎡で岐阜県とほぼ同面積に332,918人(R2国勢調査)が居住している。本学が地元創成に関わる地元地域は、十勝全域をさす。その中の一つの町から地元創成に関わる科目を組み立てている。

地元創成看護概論で、町の歴史と現在についての知識を学び、町づくりプロジェクトの必要性を討議する。演習では、本学が立地している町の住民とつながるための基礎情報を得る。

地元創成看護論実習では、仮称「ケアをたのしむまちづくり」をテーマとするワークショップで、組織的な仕組みづくりを学び、データベースづくりをする。2024-2025年度の学習成果は、[仕組みづくり][データベースづくり][看護学生から町づくりの提言]である。

【資料10】カリキュラム・マップ

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

本看護学科では、以下に示す能力を身に付け、かつ本学科が定める卒業要件を満たすことにより、短期大学士(看護学)の学位を授与する。

＜表3 看護学科ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)＞

1. 保健医療介護福祉組織のチーム活動に必要なコミュニケーション能力を身につけている。
2. 豊かな感性を持ち人間の生命と尊厳を守り、知識・技術・態度を統合して看護を實踐できる。
3. 科学的根拠に基づき臨床推論し、看護の対象に合わせて創意工夫・応用できる。
4. 看護の使命と倫理観に基づき看護専門職として自己研鑽を継続できる。
5. 保健医療介護福祉の課題に取り組む地域の人々と連携・協働し、地元創成に貢献する能力を身につけている。
6. 国や民族・性別の枠を超えて多様な文化や価値観を受け入れ、国際的な健康課題を理解することができる。

(2) 教育方法

1) 授業の方法

①演習を含まない授業は原則講義形式で行うが、学生が2人で討論するペアワークや、少人数で課題を分け合い討論を深めるグループワークを織り込み、教員が与えたテーマに取り組む双方向型学修を中心に、学生が主体的に調べて取り組むアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。

②学内で行う演習は、住民ボランティアのSPおよび教員とファシリテータが参加するシミュレーション教育を推進する。SBLでは小グループ単位で経験を振り返るデブリーフィングで効果的に相互作用が働くように工夫する。またリフレクションを通して、知識、技術、態度を統合させながら繰り返し学習するSBLでは教員がファシリテータとなり、SPと共に学生の意欲と能力を引き出しながら基本技術修得を目指す。知っている知識を使って経験し、経験のリフレクションを通して、使える知識を身につけるスパイラル学習になるよう工夫する。

③授業内容に応じたグループ学修と学生数

演習では、教員が提示する教材の事例から技術のキーワードを押さえ、「こつ」や「勘」をつかむ工夫や、教員およびファシリテータの経験知を活用する演習は、グループ人数を1グループ4-6人としてグループのメンバー作用を見極め流動的に配置する。教員は1グループに1人配置する。

2) 履修科目の登録

必修科目は、1年次47単位、2年次41単位、3年次は、19単位としている。3年次は、実習施設の都合や他の学校との実習生受け入れ人数の調整が必要になることが想定されるため、実習可能期間に幅を持たせている。また、3年次後期は技術確認や、研究活動および国家試験対策など個別的主体的に学修を進める時間を保証する。履修科目の登録は、大学基準協会の指針を参考に1学年で年間50単位までとする。

3) GPA成績評価

本学では既存の学科からGPA制度を導入しており、看護学科においても卒業時の看護実践能力を担保するために、授業における学修目標や授業方法、計画及び成績評価基準はシ

ラバスに明示する。

4) シラバスの作成

3年間の履修計画、学修目標が明確になるようすべての授業科目について、カリキュラム・ポリシーとの関連、授業目的・目標、授業内容・方法、予習復習、評価方法をWebシラバスに明記して公開する。

(3) 履修指導と卒業要件

履修指導は、各学年とも学年度初めのガイダンスで周知し、履修相談窓口は学務課教務係、具体的な履修指導は看護学科ゼミ担当教員がおこなう体制を整え支援する。

1) 卒業までの履修計画と履修モデル

帯広大谷短期大学看護学科履修の手引きおよび卒業までの履修モデルを作成して学生便覧に掲載し、学生の相談、指導に活かす。本学は、看護師国家試験受験資格モデル、保健師・助産師進学モデルと看護学科卒業後学士課程編入学モデルの2つの履修モデルを作成している【資料11】。授業科目の時間数と単位数は表4のとおりである。

<表4 授業科目の時間数と単位数>

	時間数	単位数
講義	15 時間	1 単位
演習	30 時間	1 単位
実習	45 時間	1 単位

2) 必修科目と選択科目の配当年次および臨地実習等との関連について

- ①基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各科目単位数と配当年次は、教育課程等の概要に示す。必修科目は基礎分野14単位、専門基礎分野23単位、専門分野70単位合計107単位である。選択科目は、基礎分野9単位、専門分野3単位である。
- ②カリキュラムデザインは、必修科目積み上げ型としている。臨地実習前に履修が必要な要件としている科目は表5のとおりである。

<表5 各実習科目の必要要件としている履修科目>

実習科目	実習の必要要件としている履修科目
基礎看護学実習Ⅰ	人間学、哲学、倫理学、物理学、看護学概論、援助的人間関係論、看護過程論、基礎看護学技術論Ⅰ（生活援助技術・生理的援助技術）、
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学技術論Ⅱ（診断治療に伴う技術）、形態機能学Ⅰ・Ⅱ、臨床薬理学、臨床栄養学、診断治療学Ⅰ・Ⅱ、看護診断技術論（フィジカルアセスメント）
地域・在宅看護論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	地域・在宅看護概論、地域・在宅看護技術論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学、公衆衛生学、口腔保健論、保健医療福祉連携論、成人看護学実習、老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ
成人看護学実習	基礎看護学実習Ⅱ、当該領域の概論、看護学技術論Ⅰ・Ⅱ、医療安全学
老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ	
小児看護学実習Ⅰ・Ⅱ	

母性看護学実習Ⅰ・Ⅱ	
精神看護学実習	
総合実習	すべての領域別看護学実習、看護管理学、災害看護学
地元創成看護論実習	地域・在宅看護概論、地域・在宅看護技術論Ⅰ・Ⅱ、地元創成看護概論、地元創成看護論演習

3) 卒業要件

- ① 本学に3年以上在籍すること。
- ② 看護学科卒業要件単位数は110単位である。

＜表6 卒業要件単位数＞

	科目数	単位数	合計単位数
必修 科目	基礎分野 8 科目	14 単位	107 単位
	専門基礎分野 19 科目	23 単位	
	専門分野 47 科目	70 単位	
	} 74		
選択 科目	基礎分野 6 科目	12 単位から	3 単位
	専門分野 3 科目	3 単位選択	
	} 9		
合計		必修 107 単位 選択 3 単位	110 単位

【資料11】 帯広大谷短期大学看護学科履修の手引き及び卒業までの履修モデル

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

(1) 実施の方法

本学では、学則第28条の2（授業の方法）で「授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技、若しくは講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行うものとする。」とし、さらに同条第2項により、「本学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」として、通常の面接授業とともに遠隔授業の実施を規定している。

本看護学科は、実践の科学としての性質上座学、学内演習、学外実習の積み上げ型スパイラル循環型カリキュラムデザインであるため、全科目対面式授業の方法で行うことを原則としている。しかしながら、感染症拡大防止措置等感染管理上の規制などやむを得ない事情により遠隔授業を一部取り入れる場合がある。

その際の実施方法としては、面接授業と遠隔授業とを、又はいくつかの遠隔授業の方法を組み合わせる実施している。同時双方向型の遠隔授業では、教員が教室や研究室で行う授業を、インターネットを介したテレビ会議システムを利用して、学生が自宅や他教室等でリアルタイムに受講するものとし、これにクラウド型の学習管理システム（以下、「LMS」という。）を組み合わせ、学習教材、講義資料の配布や課題の提出、学生の学習状況の把握等を管理している。また、LMSを利用して収録したビデオや解説付きのスライド資料等の教材を学生に提示し、当該講義の到達目標を明らかにした上で、課題に取り組んでもらい、

さらに学生からの質問に対して回答や助言を行い、提出された課題に対しては速やかに添削指導を行う。

上記の授業に関しては、反転授業やホワイトボード、ブレイクアウトルームの活用などで学生の意見交換の場を確保している。同時かつ双方向に行われる授業は当該授業内で、収録教材等を使用した授業では実施後の速やかな設問解答、添削指導、質疑応答等を行っている点で、同時性または即応性を持つ双方向性を有していることから、面接授業に相当する教育効果を有し、平成13年文部科学省告示第52号に掲げる要件を満たすものである。

(2) アフターコロナにおける遠隔授業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでのような面接授業が実施できない状況の続く中で、情報処理システム運営委員会や教務委員会を中心に遠隔授業のシステムや方法の導入を進め、併せて学生の受講環境を整備して、学生の学修機会を確保する取り組みを行ってきた。今後は、こうした感染症が蔓延する中であっても、遠隔授業に関しては一層の充実を図るだけでなく、遠隔授業の経験の蓄積から獲得した利点を面接授業にも組み合わせ、ハイフレックス型授業にすることで、コメントスクリーンやジャムボードなど様々な機材を活用して双方向授業ができる環境を増やす。例えば、看護学教育の場合、学内演習の際に教員のデモンストレーションの模様を中継して複数台のモニターに映すことで、全ての受講生がより詳細な動きを観察できるようにし、この映像を収録してアーカイブして、オンデマンド配信で学生が授業の復習や苦手な部分の反復学習に利用できるようにする。また、学会情報のみならず様々な取り組みを検討している他大学の情報を積極的に活用することで、学生の理解度をアセスメントし質の高い教育を展開することが可能になると考える。

7. 実習の具体的計画

(1) 看護学実習の基本的な考え方

本学の実習は、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会(2017)の報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」および、大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第二次報告「看護学実習ガイドライン」に沿って組み立てている。

看護学は実践の科学であり、看護学教育のプロセスは、講義で得た「知る(分かる)」レベルの知識を、演習で「使える」レベルの知識にしていく学修を経て、実習で自ら実地に検証し、「できる」レベルの知識獲得を目指す。臨地における看護学実習は、講義・演習・実習の学びをスパイラル循環させながら、それまで身につけてきた知識・技術・態度を統合し、人間の生きる力や、生命のすばらしさに直に触れて飛躍的に成長する機会と位置付けている。また、さまざまな臨床の場で必要とされる、看護の知識を実践へ適用する最も重要な教育形態である。

近年は、高齢社会、医療の高度化、在院日数の短縮とそれに伴う治療環境の場の拡大、少産少子化、新興感染症のパンデミックに対応する予防医療、大規模な自然災害などにより、実習環境の確保が全国的な課題となっている。これを踏まえて、実習の学習成果を最大に得られるように事前準備に力を入れる。その第一は学内演習科目である。演習で行うシミュレーション教育は、タスク・ラーニングと、模擬患者の協力によるSBLである。第二は、実習前のチームビルディング演習である。事前学習で仲間づくりを進め、学生自身の強みを認め

ながら安心して実習に臨む準備学習をする。第三は教員の看護実践経験を重視した教員配置である。

やむを得ず、臨地実習ができない場合に備えて、学内でのSBLを推進し、様々なシチュエーションのシナリオと教員の知識を準備しておく。教員の教材知識は、シナリオだけではなく救急のリアルさを生み出すメイク技術なども含めて研鑽する。

実習施設との協力では、SBLで学習者、指導者、SPが共に育ちあう場の重要性が報告【資料12】されていることから、実習施設と協議してSBLによる共同研修をすすめる。模擬患者の協力と教員の知識を提供して、新人看護師教育やリーダー研修等の現任教育にも取り入れ、よりよい実習環境づくりを目指す。実習協力組織と看護職との共同学習の場は、学生のみならず、看護の質向上による成果をもたらし、地元社会の看護の発展に寄与すると考える。

(2) 実習計画の概要

1) 実習目標 (実習のねらい)

学生は、臨地実習を通して、看護専門職に求められる科学的思考、基本的な実践能力、及び自らの人間観、倫理観、看護観を育成する。卒業要件110単位のうち、実習科目の合計単位数は23単位で、教育課程の中では20.9%の比重である。臨地実習の具体的な目標は、次のとおりである。

<表7 実習目標 (ねらい) >

1. 看護の対象となる人々の尊厳を尊重し、全人的・総合的に理解する。
2. 看護の対象となる人々に根拠に基づく計画の立案・実践・評価を通して個別性のある看護を実践できる。
3. 人間、人間関係、環境が力動的に変化する場の状況を捉え、人々の多様な生活の実際を理解できる。
4. 多様な社会資源、サービス、制度の実際を見ることで人々の生活に関わる社会資源の意義を説明できる。
5. 保健・医療・介護・福祉関係者及び地域住民と連携して、チーム医療における看護職の役割と機能を理解する。
6. 看護実践のふり返りを通して、自らの看護観を探求し看護専門職として看護の質向上に向けた自己研鑽ができる。

2) 実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置、週間計画

①実習単位、時期 (学年配当)

各看護学領域の臨地実習科目の単位ならびに学年配当は次のとおりである。

<表8 臨地実習科目の単位ならびに学年配当>

臨地実習科目	単位	配当年次	
--------	----	------	--

基礎看護学実習Ⅰ	1 単位	1 年次後期	必修
基礎看護学実習Ⅱ	2 単位	2 年次前期	必修
地域・在宅看護論Ⅰ	1 単位	3 年次通年	必修
地域・在宅看護論Ⅱ	2 単位	3 年次通年	必修
地域・在宅看護論Ⅲ	1 単位	3 年次通年	必修
成人看護学実習	3 単位	2 年次後期	必修
老年看護学実習Ⅰ	1 単位	2 年次後期	必修
老年看護学実習Ⅱ	3 単位	2 年次後期	必修
小児看護学実習Ⅰ	1 単位	3 年次通年	必修
小児看護学実習Ⅱ	1 単位	3 年次通年	必修
母性看護学実習Ⅰ	1 単位	3 年次通年	必修
母性看護学実習Ⅱ	1 単位	3 年次通年	必修
精神看護学実習	2 単位	3 年次通年	必修
総合実習	2 単位	3 年次後期	必修
地元創成看護論実習	1 単位	3 年次後期	必修

各学年における実習の時期は、帯広大谷短期大学看護学実習計画表（学生の配置ならびに年間・週間計画表）【資料13】のとおりである。カリキュラム・マップに示すように、実習科目は各領域の概論、援助技術論を履修した成果を踏まえて、積み上げ型カリキュラムデザインで系統的に配置している。

②実習の主な内容

実習の主な内容は、帯広大谷短期大学看護学授業科目の概要のとおりである。

③実習施設の確保状況

実習先の確保にあたっては、以下の4つの視点から選定した。

1. 本学の建学の精神並びに看護学科の目的に理解を示し、協力をいただけること。
2. 臨地実習の目的を達成できる設備と実習指導者を擁すること。
3. 臨地実習の分野、実習生数、実習スケジュール等で同意を得られること。
4. 実習生と指導教員が45分程度で移動でき、かつ安全な交通機関を利用できること。

令和2年3月18日、本学が所在している北海道十勝総合振興局管内にある社会医療法人北斗と「看護学科新設に係る連携協定書」【資料14】を締結した。

その後、本学の所在する音更町、十勝医師会、帯広市医師会の協力を得て、専門科目の実習に必要な施設を実習先として確保することができた。病院実習は十勝管内8施設、訪問看護ステーションは十勝管内14施設、地域包括支援センターは十勝管内9施設、地域看護学実習は、十勝管内町村保健センター7施設、小児看護学実習の幼稚園1施設、保育所4施設、母性看護学実習の学校は、音更町内小学校11施設、中学校5施設、老年看護学の老人保健福祉施設は、十勝管内10施設である。実習施設までの移動時間は、帯広駅から路線バス、鉄道等の公共交通機関を利用した場合で全施設45分以内を基準としているが、一部移動時間が超過する施設については本学が送迎バスを用意する計画である。実習施設の詳細は実習施設一覧及び実習受入承諾書【資料15】のとおりである。

④学生の配置ならびに年間・週間計画

臨地実習時の学生、指導教員の配置並びに年間・週間計画は、看護学教員の臨地実習担当一覧【資料16】のとおりである。

3) 実習指導委員会の設置

臨地実習が円滑に実施できるように、学科内に実習指導委員会を設置する。同委員会は、本学科の各看護学領域の教員で構成する。実習指導委員会の主な役割は以下のとおりである。

＜表9 帯広大谷短期大学看護学科実習指導委員会の役割規定＞

1. 臨地実習の目的・目標、実習水準の確保・達成のための課題の検討と解決
2. 臨地実習指導要領の作成と実習施設への配布・周知
3. 臨地実習共通要項の作成、学生及び実習施設への配布
4. 年間実習計画の立案と調整、実習グループの編成
5. 臨地実習指導者会議の企画・運営
6. 事前オリエンテーション及び事後指導計画の立案と調整
7. 実習施設との連携・協議
8. 情報管理
9. 感染防止対策
10. 実習中の予期せぬ問題対応や、事故防止指導と事故発生時の対応
11. 災害時の対応

4) 学生への実習オリエンテーションの内容、方法

①全学年への実習オリエンテーション

各年度初めのガイダンスで看護学実習要項【資料17】に沿って実習オリエンテーションを実施し、実習に臨むレディネスを整える事前準備をする。

②科目領域ごとの実習オリエンテーション

実習開始1か月前までに科目領域ごとのオリエンテーションを実施し、重要事項の再確認と事前準備の状況を把握し、必要に応じて個別指導を実施する。

5) 看護学実習参加基準・要件

学生の各科目領域の実習参加は、各科目領域実習前に必要履修科目の単位を取得していることが要件（表5に示した通り）である。

6) 看護学実習までの抗体検査、予防接種等の健康管理

各年次の健康診断、抗体検査、予防接種等の計画は、看護学科実習要項のとおりである。各年次の健康診断結果の情報に沿って看護学実習前までに個別に学生の免疫獲得状況を確認し、実習までに必要な免疫を獲得する支援体制を整える。

7) 看護学実習に伴う損害賠償責任保険、障害保険等の対策

本学は、実習中の感染・事故等により、実習生、患者、実習施設等への補償の必要が生じた場合に備え、公益財団法人日本国際教育支援協会に団体加入して、学生の看護学実習に伴う障害や危険回避にあらかじめ備え、可能な限り保障する体制を整備している。

(3) 事前事後における指導計画

臨地実習は講義や演習で身につけた知識、技術、態度を統合し、科学的思考のもとに実

践する場であり、看護専門職として必要な看護実践能力を育成する重要な科目である。学生が実習の目的・目標を十分理解して臨むために、実習前には関連科目の既習事項の整理、課題の検討、事故の未然防止と発生時の対応などの指導を通して学生のレディネスを高め、実習の目的を安全に達成することができるよう十分な事前準備と事後指導を行う。

1) 実習指導計画と事前調整

学科長及び各科目領域の実習指導教員は、実習指導者と実習前打合せを設定して必要な調整をする。また、学生の看護学実習へのレディネス形成を支援するために情報を共有する。

2) 実習指導計画と課題の整理

①実習報告会

実習終了後は、学内で学年の実習報告会を行い、学生は実習で学んだことの情報交換と課題の整理をする。実習指導教員は、それぞれの実習施設またはグループで学んだことの共有と課題の達成に向けて、知識・技術・態度の統合に向けて支援する。

②実習後の個人面談

実習後のフィードバックの機会として、実習指導教員による個人面談を行い、各学年の実習の成果や課題を次の実習に生かせるよう指導する。また、実習に対する取り組み方や心理的負担など、継続的な支援を必要とする情報は、次の実習担当教員と共有する。

(4) 看護学実習施設との契約内容

臨地実習を実施する際には本学と実習施設との間で協議し、看護学実習施設との契約に関わる協定書(案)【資料18】に基づき個々に契約を締結する。内容は、実習期間、実習の内容、実習生数、実習費用、守秘義務、個人情報保護他規則の遵守、実習中の事故対応として保険加入や損害賠償、学生の健康管理、負傷・疾病その他のやむを得ない事情による受け入れ中止又は延期、感染症等への対応、契約期間、更新、その他の協議である。

(5) 実習水準の確保の方策

1) 大学の役割

講義、演習と臨地実習を連関させて効果的な教育を推進するとともに、学生が以下に示す役割を遂行し学修成果が得られるよう、学修環境を整備する。実習要項の作成においては、実習施設と必要な調整を行い、教員、実習指導者、学生それぞれが実習要項を活用し連携・協働して指導する体制を構築する。

2) 実習要項の作成及び実習計画表の活用

学生の实習意欲を引き出し、学生が実習中に学修成果を得るために主体的に活用できる実習要項を作成する。内容は、カリキュラム・ポリシー、学修進捗を踏まえた実習目的、実習目標、実習スケジュール、実習評価方法、事故予防対策、感染予防対策、個人情報の保護、情報管理の方法、災害時の対応等を明示し、実習のイメージ化を促進する具体的な項目とする。実習要項は、学生間のみならず実習指導に関わる教員相互のコミュニケーションに活用すると共に、臨地実習指導者との情報共有と連携に活用する。3 学年全体の年間・週間スケジュールを示す看護学実習計画表を作成し、実習施設と共有する。

3) 実習指導教員の役割

実習指導教員は、複雑で多様な臨地の場面で学生がその看護事象を理解し、必要とされる看護を判断し実施するプロセスを導く。学生の実習体験が学生にとっての教材となる指導

の創意工夫、実習指導の責任教員と、非常勤の実習指導教員との連携・情報共有、実習指導教員と実習指導者との協働連携、少人数グループによる学習効果を活かす指導体制づくり、学生の看護学実習へのレディネス形成支援、カンファレンスにおける指導、実習中の事故予防対策、少人数グループによる実習指導他、実習指導要領に沿って指導する。

4) 実習施設の役割

実習施設は、学生を受け入れるにあたって本学と十分に調整を行い、看護援助の質を維持しつつ、指導体制を整えて実習環境を整備する。実習指導者等は、看護学教育の実習の位置づけを理解して学生との関係を構築し、学生の主体性を尊重して看護実践のロールモデルとなり、実習指導教員と連携する。

5) 学生の役割

実習水準を確保するには、学生自身が既習の知識・技術・態度について実習要項に基づき課題を整理して実習に臨み、実習目標に到達するよう自己のレディネス形成に向かって努力する。また、学生は、実習環境に馴れるための普段の生活調整をして、ストレスマネジメントとタイムマネジメントを心がけ、心身が安定した状態で実習に臨むよう努める。

(6) 実習先との連携体制（連絡体制、実習の達成目標等の共有方法、研修会の実施等）

本学と実習施設との連携による指導体制づくり

本学では、地元音更町の複数の医療機関と実習契約を締結している。これらの病院では、療養型病床があることから、老年期の入院患者の看護を深く学ぶことができる重要なフィールドである。しかし、これまで看護学実習生を受け入れた経験がないことから、本学と実習施設との組織的実習指導体制づくりの相互理解が必要である。特に本学看護学科設置の理念と、看護学科の特色について説明し、看護学教育における実習の位置づけの重要性を理解していただく説明会を開催して、連携・協働の研修体制を構築する。詳細は、看護学実習指導要領【資料19】のとおりである。

(7) 看護学実習における倫理及び安全管理に関する調整

1) 看護実践の参画における指導方法

実習指導教員及び実習指導者は、学生に対して看護学実習における学修が、看護コアカリキュラムに示された「看護系人材として求められる基本的な資質・能力」の修得につながることを示して理解を促す。学生が行う看護実践のどのような場面でも報告・連絡・相談が看護者の倫理的行動と安全管理行動の基本であることを理解できるように指導する。具体的には、対象の生活テリトリーの確認、挨拶、看護実践行為一つひとつの説明と同意を得ること。また、看護の初学者として責任を果たす行動が求められていることを学生と共有しながら指導する。

2) 看護過程に基づく看護実践

実習指導教員及び実習指導者は、看護過程に基づく看護実践を指導する。具体的には、看護過程が倫理的で安全な看護ケアを適切に提供する、連続的なプロセスであることを理解して行動できるように指導する。また、看護過程に基づく看護実践は、根拠に基づく臨床推論、臨床判断を導く活動であることを共有して指導する。

3) チームの一員としての看護実践

学生はチームの一員として実習指導者等の指導を受けながら看護実践に参画し、また実

習指導者以外の看護師と連携・協働しながら実習する。実習指導教員及び実習指導者は、そのプロセスで必要な報告・連絡・相談行動が、倫理的で安全な看護ケアを適切に提供する確認の場になっていることを共有できるように導く。チームの一員としての学生のチーム活動、学生の実習グループ活動、カンファレンスでの情報共有等、看護実践の指導の詳細は、看護学実習指導要領に記載のとおりである。

4) 安全な看護実践環境の整備

人々は、多様な場で生活しながら看護援助を受けており、学生の実習の場も多様となっている。本学は、実習施設との連携・協働により、安全に学修できる実習環境を整えるために、日進月歩する医療、看護、及び教育情報共有を綿密にすすめる指導体制をつくる。実習指導教員、実習指導者、学生がいつでも・どこでも・誰にでも報告・連絡・相談しやすい安全文化を共有し、安全管理行動や感染予防行動が身につくように指導する。

5) 個人情報の保護

実習指導教員および実習指導者は、実習中、各学生が受け持つ対象の個人情報の取り扱いについて注意喚起するとともに、常に個人情報の保護を確認し、守秘義務について指導する。

6) 事故防止ならびに対処についての事前学修

①学生は、病院や施設に勤務する看護職と同様に、受け持っている対象の看護実践において「注意義務」（結果予見義務・結果回避義務）が課せられており、対象の安全を守ることがあり、かつ、自身の安全も守る必要性について知識を整理する。具体的には、「医療安全学」で学んだ知識を各援助論の演習で繰り返し想起し、行動するために課題を記述する。臨床推論と臨床判断が求められる場面では、「注意義務」は何かを思考して課題を記述する。

②「ヒヤリハット・インシデント・アクシデント時のフローチャート」の確認。

学生は、オリエンテーションを含む事前指導で、「ヒヤリハット・インシデント・アクシデント時のフローチャート」がどのような状況を示しているか、事故防止について学修し課題を記述する。

③「ヒヤリハット・インシデント・アクシデント」要因分析

実習指導委員会は、実習中のヒヤリハット・インシデント・アクシデントの報告をまとめ、要因を分析して学生指導と実習指導者会議や実習指導者研修会で活用し、医療事故を予防するための対策を推進する。

7) ヒヤリハット・インシデント・アクシデントの対応と対処手続き

学生が実習中にヒヤリハット・インシデント・アクシデントが起こった場合、実習指導教員および実習指導者は、部署の看護師長と主治医に速やかに報告し、安全確保に必要な対処をする。事故防止対応の手続き、看護学実習事故報告書、ヒヤリハット報告等の詳細は看護学実習要項に記載の通りである。

(8) 評価方法

1) 実習目的目標に対応した実習評価項目の設定

- ①本学は、実習科目毎に実習目的目標の達成に向けて目的目標に対応した評価項目を設定し評価項目毎に達成度を示す基準を設定する。
- ②学生が、知識・技術・態度を統合した学修の成果を実習科目ごとの目的目標に照らして自

己評価し、目標到達のプロセスを踏まえ客観的事実に基づいて説明できるように指導する。

- ③実習指導教員は、学生の自己評価について説明を受け、実習到達目標の基準に沿って学生が看護実践の経験を振り返り、自身の看護実践の倫理的プロセスや、科学的検証プロセス、対象者との対人関係構築のプロセスを含めて評価し、座学だけでは達成できない状況対応能力の発達を評価するよう支援する。
- ④実習指導教員は、学生が看護実践で用いた援助技術を振り返り、安全の視点で提供できたことや、もっと工夫をするとさらに良かったと推論できることを記述するよう指導する。

2) 成績評価体制及び単位認定方法

①各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携

臨地実習の成績評価は、各科目の実習担当教員と臨地実習指導者の意見を加味し、本学の実習責任者が評価する。評価は、各実習科目の実習目標に照らし、実習内容の到達度及び実習態度の評価基準に沿って行う。

②大学における具体的な成績評価体制、単位認定方法・基準

実習の成績評価の基準は、A：80点以上、B：70～80点未満、C：60～70点未満、D：60点未満（不合格）である。単位認定は、帯広大谷短期大学学則及び看護学科履修規定に基づき実習科目毎に行う。

出席が実習時間の2/3に満たない場合は、単位認定を受けることができない。成績評価の結果、不合格となった場合、その科目を再履修しなければならない。

各実習科目の評価項目と単位認定は、各実習要項に示し、学生に周知する。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

- ・各実習施設には、実習分野の資格（看護師、保健師等）をもつ実習指導者を学生受け入れる部署ごとに2人以上配置するよう依頼する。
- ・実習指導は、臨床経験が豊富で、可能な限り実習指導者養成講習会若しくは研修会を受講した看護師を中心とした体制がとれるよう依頼する。
- ・業務の都合上、実習指導者養成講習会若しくは研修会を受講した看護師を配置できない場合は、事前に実習施設と協力して本学の実習指導委員会が研修会を実施し、実習指導の質を保つ。

【資料1 2】岩見喜久子，山川京子，本田健太郎，宗田貴恵，佐藤美保，吉中久子，脇本津彌子（2021）．学習者も指導者もそして市民も共に育ち合うシミュレーション教育．北海道看護研究学会，2021年11月．

【資料1 3】帯広大谷短期大学看護学実習計画表（学生の配置ならびに年間・週間計画表）

【資料1 4】看護学科新設に係る連携協定書

【資料1 5】帯広大谷短期大学看護学実習施設一覧及び実習受入承諾書

【資料1 6】帯広大谷短期大学看護学教員の臨地実習担当一覧

【資料1 7】帯広大谷短期大学看護学実習要項（共通事項）

【資料1 8】帯広大谷短期大学看護学実習施設との契約に関わる協定書

【資料1 9】帯広大谷短期大学看護学実習指導要領

8. 取得可能な資格

帯広大谷短期大学看護学科では、卒業に必要な単位を取得することにより、看護師国家試験受験資格を得ることができる。

資格の名称	資格取得要件
看護師免許受験資格	看護学科の卒業に必要な 110 単位以上を取得

なお、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」と本学科の教育課程の対比表を、別添「帯広大谷短期大学看護学科教育課程と指定規則との対比表」【資料 2 0】として記載する。
【資料 2 0】 帯広大谷短期大学看護学科教育課程と指定規則との対比表

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

1) 求める人間像

看護学科は、看護に関する知識・技術、豊かな感性と人間の尊厳を守る倫理観を身に付け、十勝圏を中心とする道東圏各地域の保健・医療・福祉分野で活躍できる実践力を備えた看護専門職の養成を目指している。高齢化の進展する社会のなかで高齢者の尊厳を守り、自立生活を支援する地域包括ケアシステムが構築され、多職種と協働して地域医療に従事する看護師の役割は重要性を増している。そのため、表 11 に示す項目に該当する人を求める。

2) 志願者が入学までに身につけることが望ましい知識、技能、態度等

看護に関する学習には、広く自然科学全般について知識を習得し、科学的根拠に基づいて判断できる自然科学の知識、数学的なものの見方や、論理的に思考・判断できる知識が必要となる。また、対人援助の専門職でありチームケアや多職種連携も必要とされることから自らの考えを適切に表現できることや異なる多様な文化を理解し、社会の一員として他者と互いに支え合い、良識ある人として行動できる協調性が欠かせない能力である。したがって、知識・技能を課題解決に向けて論理的に応用する思考力・判断力を備え、コミュニケーション能力の基礎となる教養と文章や口頭での表現力を身につけ、自己を客観的に分析しながら主体性を発揮し、多様な他者と良好な関係を築き、協働して授業や課外活動に参加する姿勢培うことが大切である。

<表 1 1 看護学科アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）>

1. 広く保健・医療・福祉の意義を理解し、看護師を目指して学ぶ意欲のある人
2. 地元十勝を含む道東圏を中心に、将来、看護師として地域の保健医療介護福祉に貢献する意志のある人
3. 豊かな感性や人間性、高い倫理観を持ち、自他の健康や生命を尊重できる人
4. 多様な文化や価値観を受け入れ、柔軟性を持ち、自主的に学び続ける人
5. 多様な人々と信頼関係を築き、チームで活動するために必要なコミュニケーション能力を備えている人

(2) 入学者選抜の種別

入学者選抜のすべての種別において、面接試験を行いアドミッション・ポリシーの 1 から 5 に該当する能力を点数化して評価する。

1) 一般選抜

入学定員 40 人のうち一般選抜枠は 17 人とする。選抜方法は、学力試験（必須科目 2 科

目、選択科目1科目)と面接試験および調査書から、総合的に評価し選考する。学力試験の科目は、国語と英語を必須科目とし、数学Ⅰ、物理基礎、化学基礎、生物基礎の2教科4科目の中から1科目選択し、合計3科目とする。学力試験では、看護学を学ぶ上で必要な、基礎学力、基本的なコミュニケーション能力や論理的思考力、分析力を評価する。面接試験では、本学科を受験するにあたっての志望理由や看護職への関心、学習意欲等について確認するとともに、自分の意見や考え方を明確に、分かり易く伝える能力を評価する。

2) 学校推薦型選抜

入学定員40人のうち学校推薦型選抜枠は20人とする。高等学校卒業見込みの者で、高等学校長の推薦する者について、小論文、面接試験、志望理由・自己推薦書、活動報告書、調査書、推薦書をもとに総合的に評価し選考する。面接試験の評価内容は一般選抜と同様である。

3) 大学入学共通テスト利用選抜

入学定員40人のうち大学入学共通テスト利用選抜枠は3人とする。選抜方法は、国語総合(近代以降の文章)と英語(リスニングを除く)を必須科目とし、「数学Ⅰ」と「数学Ⅰ・数学A」から1科目、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」の中から1科目の2教科5科目から高得点の1科目を選択し、合計3科目とする。さらに面接、調査書により総合的に判定する。面接試験の評価内容は一般選抜と同様である。

4) 社会人特別選抜

次のいずれかに該当する者で、将来地域の看護職として従事したいという強い意志を持ち、本学において看護学の専門知識・技術・態度を修得するに十分な能力を持つ者を対象とする。志望理由書及び自己推薦書を提出させ、小論文と面接試験により選考する。社会人特別選抜枠は学校推薦型選抜枠に含む。

- a. 大学入学資格を有する者で、社会人として2年以上経験のある者
- b. 大学を卒業した者、あるいは卒業見込みの者
- c. 短期大学を卒業後、社会人として1年以上の経験のある者
- d. 高等専門学校を卒業後、社会人として1年以上経験のある者

※社会人経験には、大学、短期大学、専門学校、予備校等に在籍していた期間は含めない。

(3) 選抜体制

入学者選抜試験は、学長が委嘱した委員長を中心とする入試委員会が企画し、その運営のもとに学科長をはじめとする教職員が参加して行う。短期大学設置基準第二条の二に基づき、入試委員会は、入学試験の企画・実施・評価を行い、入学試験を公正かつ適切に実施する。

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の基本的な考え方

・学科の責任者

本学の既存の学科と同様、学科マネジメントが円滑に行われるよう看護学科に学科長を置く。

・教員組織の編成

各分野・領域の授業教授体制、臨地実習指導体制、研究活動を考慮して専門と職位をバランスよく組織した。基礎分野の教員は、既存の学科に配置されている専任教員が担当できる配置になっている。

(2) 教員の配置計画

短期大学設置基準の第6章で求められている要件を満たすよう教員を組織した。教育上主要な科目である専門基礎分野に教授1名を配置し、「形態機能学Ⅰ・Ⅱ」及び「病態生理学」を担当する。また、専門分野に於いても教授3名を配置し、「看護学概論」「援助的人間関係論」「精神看護学概論」基礎看護学に教授2名、精神看護学に教授1名、地域在宅看護論に准教授1名を配置する計画である。

＜表12 各分野、領域の専任教員配置数＞

分野	領域	教授	准教授	講師	助教	合計
基礎分野	科学的思考の基盤					
	人間と生活・社会の理解					
専門基礎分野	人体の構造と機能	1				1
	疾病の成り立ちと回復の促進					
	健康支援と社会保障制度					
専門分野	基礎看護学	2			1	3
	地域・在宅看護論		1			1
	成人看護学			2		2
	老年看護学			2		2
	小児看護学			1		1
	母性看護学	(1)				(1)
	精神看護学	1				1
合計		4	1	5	1	11

(3) 教員組織の年齢構成

本看護学科の教育・研究・社会貢献の役割を果たすため、適切な分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう学科長を中心に教員組織を編成する。

教員の年齢構成は、完成年度末（令和9年3月31日）に於いて、別記様式第3号（その3）の通りである。40歳代が3人、50歳代が1人、60歳代が4人、70歳代が3人である。なお、本学の通常の定年である63歳を超えて任用されている教員が3名いるが、65歳までは再雇用契約であり、65歳を超える年齢の採用については嘱託職員就業規則に基づく有期雇用契約となり75歳になる年齢まで契約が可能であり、開設年度までには嘱託職員就業規則を改正し、契約に係る年齢制限を廃止する計画である。

(4) 助手及び非常勤助手の採用基準

採用基準学位は学士又は専門士以上とし、看護師として該当する看護領域での実務経験が3年以上あり、看護学教育に意欲と関心を持つ者とする。なお、母性看護学は助産師、地

域・在宅看護論は、保健師の資格を有する者と訪問看護の実践経験を有する者とする。看護学生の実習指導を行った経験を持つことが望ましいが、ない場合は学内並びに実習施設での研修を必ず受けることが採用の条件である。

(5) 教員組織の将来構想

1) 本看護学科の課題

本看護学科は、①地元創成看護学の構築、②SBLを中心としたシミュレーション教育の推進、③地元ナースのリカレント教育を柱とする「ケアを楽しむまちづくり構想」を将来構想として掲げている。したがって、教員は看護学科が掲げる構想の実現に向けて他学科の協力を得ながら教員組織一丸となって教育・研究・社会貢献を目指し課題を共有する組織作りが求められている。課題としては、「地元創成看護の実践と成果の検証」「シミュレーション教育の実践と成果の検証」「地域で実践しているルーラルナーシングの可視化」「地元ナースのリカレント教育の実践と成果の検証」等に長期的に取り組まなければならない。看護学科教員は役割分担と情報の共有をもとに課題を引き継ぎ、地元社会に必要とされる教員組織を構築する。

2) 若手教員の育成

我が国における今日の看護学教育は4年制大学化がすすみ、看護学教員の確保は容易ではない。本看護学科が掲げる将来構想の実現に向かつては、特に助手・助教の若手教員の育成に力を入れる。学科長を中心にFD・SDの組織的支援の積極的活用や、科研担当者のサポートを組み主体的な研究活動を支援する。

3) 本学の方向性

教員組織の継続性は、教育の質を維持、向上させていく上で極めて重要な点である。従って、教員の補充については恒常的な課題として捉えている。本学はシミュレーション教育を教育課程の中軸に据えることから、研究業績に加えて実務能力に長けた人材を登用したいと考えている。そのため、完成年度に向けて補充のみならず充実を図りつつ教員組織を編成したいと考えている。また、完成年度末で退職する専任教員がいる場合については公募により補充する教員を募集するが、新規採用者の研究業績等の審査手続きがあるため、年度当初より計画的に対応し、安定した教員組織の基盤を作ることとする。

なお、完成年度までに有期雇用契約の年齢制限を超える教員を採用しているが、規定から年齢制限を削除する改定を行うものであり、その規程改定案は開設年度の理事会に諮る計画である。従って、完成年度までは、本申請時の教員で、教員組織を運営していくこととなる。

(6) 教員の研究体制

1) 研究費配分

本学では研究費として教員一人当たり、年間16万円を支給するとともに、教員の研究活動を推進する制度を設けている。

2) 科研担当事務員の配置

科学研究費補助金をはじめとする公的補助金等の申請を支援する体制を整備し、研究活動の充実を図っていく。特に科研費の応募に必要な情報は、若手教員のサポートを中心に毎年度FD・SD研修会でタイムリーに提供する。

3) 研究論文の投稿機会

本学では、帯広大谷短期大学紀要と、帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要の2本を毎年度発行し、広く教員の研究論文投稿機会を提供している。

1 1. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学の立地する土地は、音更町本町近くの高台にあり、移転の際に空港跡地を無償譲渡され、敷地全体の面積は46,196㎡ある。その内、短期大学の校地面積は34,147㎡であり、短期大学設置基準面積の4,000㎡を超えており基準を満たしている。その内、運動場敷地面積が1,933㎡、校舎等敷地面積が9,770㎡、体育館敷地面積が1,475㎡であり、空地は3,569㎡を有している。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎の面積は、RC造4階建の既存校舎が6,622㎡、開設年度に向けて木造2階建の看護学科棟（以下、「新棟」という。）を整備し1428㎡を加える計画であり、全体で8,051㎡となる。その内、看護学科の専有面積は1,428㎡、共用面積が4,677㎡、他学科専有が1,944㎡である。体育館は1,180㎡である。研究室は既存校舎に20室、新棟に14室を整備する。各研究室は、教育研究上の配慮から19㎡以上を確保する。講義室及び演習室は大講義室を含めて19室を有する。他学科占有の実験・実習室7室に加えて新棟に看護学科専有の実習室として、基礎成人看護学実習室が420㎡、小児母性看護学実習室が115㎡、地域在宅老年看護学実習室が76㎡の各実習室を備える。中でも、基礎成人看護学実習室は、設置基準の2倍にあたるベッド数20床を整備し、シミュレーション教育の推進に対応するとともに高度な演習環境を整える計画である。既存校舎には、学長室、会議室、事務室、保健室が各1室あるほか、学生ホール（学生控室）、図書室、体育館、情報処理室2室、を有している。新棟には、ボランティア室、ロッカー室、ラウンジ等の必要な施設機能を整備する計画である。これらの面積は、短期大学設置基準面積の4,650㎡を満たすものであり、また、エレベーターは、ベッドでの搬送が可能な11人乗りの寝台用を設置する。看護学科実習棟を建設することにより、他の学科を含めた施設・整備の利用状況には、全く支障がないと言える。

【資料2 1】時間割

(3) 教具・校具、機器備品

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）に基づき、教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を整備する。

本学は教育上の特色とするシミュレーション教育を推進することから、看護学科実習棟を新築するに伴い、基礎・成人看護学実習室に整備する実習用ベッド数を学生2名に1床を用意する計画であり、全てのベッドに酸素供給フランジや吸入フランジを備えたオーバーヘッドコンソールを配備する。また、看護学の知識及び技術の習得に集中できるよう導線管理に特に工夫を凝らしている。すなわち、入室は準備室から入り、手を洗い、器具庫から必要な機材を持って、実習室に入る。実習室の中央には講義スペースがあり、自習用ベッドが左右対称に展開されている。ベッドサイドには、十分な収納棚が備えてあり必要な校具等を常に取り出せるようにしてあり、準備室を往復する無駄を省く導線設計となっている。参考までに厚生労働省医政局長から都道府県が認可する専修学校に向けた「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の基準（4人に1ベッド）の2倍に当たる整備計画である。

また、基礎・成人看護実習室にはシミュレーション・ラボのコーナーを設置しており、シミュレーター等の校具をいつでも誰でもが自由に使えるフリーアクセスとしている。その結果、実習室が使用中でなければ、学生は自由に反復練習等ができるように配慮している。今後、感染症の流行等で病院実習等が困難になった場合でも学内で十分な実習成果が得られるよう設備整備を行う計画である。

なお、教具、校具、備品はすべて開設前年度に整備する。

(4) 図書等の資料及び図書室の整備計画

図書・学術雑誌、データベース、視聴覚資料等の新規購入は【表13】の通りである。現在所蔵している図書のうち、図書529冊、電子ジャーナル1誌、視聴覚資料43点を共有する。

建学の精神とナイチンゲール思想に基盤をおく本看護学科において、看護学に関する専門的な知識・技術の修得はもちろん、支え合い共に生きるための豊かな人間性の涵養と、地域社会に貢献する人間性の育成が重要である。そのために図書室は、講義や臨地実習に赴く学生に対し、事前から事後にわたる一連の自習学習を多面的に支援すると同時に、学生及び教員が行う学術研究活動に有用な資料を幅広く収集し、提供していく必要がある。本看護学科の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の基本方針）」に基づき、基礎分野の資料として、看護職に求められるコミュニケーション能力の基盤となる心理学や人間関係論のほか、看護職の基礎的知識として必要な生物学、物理学の資料を重点的に整備する。これらは専門性の高いものはもちろん、初学者である学生のためのリメディアル教育を視野に、入門書も幅広く取り揃える。また、専門基礎分野の資料として、看護学の基礎的知識を学ぶための看護学領域、医療、保健、福祉に係る資料を中心に整備するほか、学生が生きた経験に触れることができるよう、映像資料、闘病記、ルポルタージュ等の充実を図る。専門分野の資料としては、看護実践能力の修得に向け、多岐にわたる看護援助について網羅的に情報収集できるように、基礎看護学及び関連医学書等の資料を整備する。洋書は看護学及び関連分野に特化し、学生のみならず、研究を行う教員が諸外国の最新の知見に触れることができるよう、基本文献を中心に収集していく。

1) 図書等の資料

本看護学科開設時には、一般教養科目1,000点、看護専門領域2,000点、合計3,000点を揃える。学術雑誌は、看護学の各領域で代表的とみなされる和雑誌18点、洋雑誌3点を、冊子体及びオンラインジャーナルで購入する。データベースは、医療系学部・学科を有する高等機関としてスタンダードな「メディカルオンライン」「医中誌 Web」に加え、最新の看護手順や看護技術動画を網羅した「ナースング・スキル」、学生の効果的な学習に有用な「CKS ナースング」を購入する。これらはいずれも、年度を継続して契約予定である。

2) 図書館の整備

図書館は、本校舎の1階に設置する。閲覧席40席設置のほか、レファレンスコーナーを整備し、ラーニング・コモンズ機能を強化する。

<表13 新規購入図書数と内訳>

内訳	国内書	外国書	合計

図書	基礎分野	816	25	841
	専門基礎・看護専門	1,680	148	1,828
	映像資料	86	0	86
	学術雑誌	18	3	21
データベース		4	0	4
合計		2,604	176	2,780

【資料 2 1】 時間割

【資料 2 2】 図書等資料購入予定表

1 2. 管理運営

本学では平成 27 年 4 月の改正学校教育法の施行により、教授会は教学及び入試に特化した形での運営に改正し、新たに大学全体の意思決定を担う機関として帯広大谷短期大学運営会議が設立された。運営会議の構成員は、学長以下、副学長、事務局長、次長に加えて、学科長、事務局課長で組織され、学長の意思決定を補佐し、大学運営の円滑な遂行と改善に関する業務と統括することを任務としている。

(1) 運営会議

学長の意思決定を補佐し、大学運営の円滑な遂行並びにその改善に関する業務を統括するため、運営会議を置く。運営会議は、学長、副学長、事務局長、事務局次長及び総務課長、その他学長が指名する教職員をもって構成する。開催はおおむね月 2 回程度であり、学長が議長となって次の事項を審議・協議する。

- 1) 学則並びに諸規則・規程等の制定、改廃に関する事。
- 2) 専任教員の任免に関する事。
- 3) 学内組織の役職の任免に関する事。
- 4) 教育課程の編成に関する事。
- 5) 学科、学科課程・専攻の設置及び改廃に関する事。
- 6) 広報及びホームページに関する事。
- 7) 予算並びに決算に関する事。
- 8) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- 9) 本学の運営、運営の基本方針及び経営方針の企画立案・連絡調整に関する事。
- 10) 本学の戦略的な運営・業務の改善のための総合的な企画及び調整に関する事。
- 11) 本学教授会並びに本学に設置の学科、センター、委員会及び事務局等との連絡調整に関する事。
- 12) 外関係機関等との緊密な連携確保に関する事。
- 13) その他学長が必要と認めた事項に関する事。

(2) 教授会

本学に教授会を置く。教授会は、学長、副学長、専任教授、専任准教授、専任講師、専任助教をもって組織し、書記には事務局が当たり、議事録を作成する。また、必要に応じて事務局職員を陪席させることができ、教授会が必要と認めたときは、構成員以外の教職員を列

席せしめ、意見を求めることができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。教授会は、構成員の2/3以上の出席がなければ、議事を開くことができず、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。月1回の開催を定例とし、学長若しくは教授会が必要と認めたときは、他の構成員のうちから選出された者が議長となり、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるができる。

- 1) 教育課程の編成
- 2) 学生の入学、休学、復学、転科、転入学、再入学、留学、退学、除籍、復籍、卒業及び懲戒に関する事項
- 3) 学位の授与
- 4) 科目等履修生及び外国人留学生に関する事項
- 5) 学生の試験、単位、資格の認定及び成績評価に関する事項
- 6) 学生の厚生補導及び課外活動に関する事項

また、教授会は、次の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

- 1) 教員の教育研究業績の審査及び学術研究に関する事項
- 2) 本学の教育研究に関する重要な事項

(3) 教学マネジメント会議

教育課程の編成等に関する方針の策定、学生の修学指導、キャリア教育、教育活動及び教学マネジメント体制等を円滑に運営、実施するため、帯広大谷短期大学教学マネジメント会議を置く。教育・研究担当副学長、学長が指名する副学長、教務委員会委員長、教育研究委員会委員長、学生支援委員会委員長、キャリア支援委員会委員長、事務局長、事務局次長、学務課長、事務局学務課職員、学長が必要と認めた者をもって組織する。月1回の開催を定例とし、教育・研究担当副学長が議長となる。会議は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。会議は、次の事項を審議する。

- 1) 教育課程の編成等に係る基本方針の策定に関すること。
- 2) 学生の修学指導及びキャリア教育の基本方針に関すること。
- 3) 教育活動の基本方針に関すること。
- 4) 教学マネジメント体制に関すること。
- 5) 単位の修得に関すること。
- 6) 本学の重要な 学年暦及び年間行事等に関すること。
- 7) その他、本学の教務、学生支援、キャリア支援、教育研究、教育課程、教育活動及び教学マネジメント等の重要事項に関すること。

教学に関する専門委員会である教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、教育研究委員会による審議事項は、教学マネジメント会議に提出され、審議を行い、さらに運営会議に審議事項及び報告事項として提出される。

13. 自己点検・評価

(1) 実施体制・方法

本学は、学則第1条（目的）に「建学の精神に基づき、仏教精神を基調として豊かな教養と専門的知識技能を授け、地域を志向した教育・研究・社会貢献に重きを置き、地域社会の文化の発展と福祉の向上に貢献できる社会人を育成することを目的とする。」と定めており、学則第2条（自己評価等）において「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定している。さらに、自ら掲げる理念の実現及び目的達成のために行う教育・研究上の活動等について、必要な事項を定めることにより、本学の教育・研究の適切な水準の維持及びその充実に資するため、帯広大谷短期大学評価委員会を設置している。

評価委員会は、自己点検・評価の基本方針、実施事項、実施項目、実施及び評価の結果の活用に関すること、認証評価に関すること、相互評価に関すること、外部評価に関すること、自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること、研究プロジェクトに係る自己点検・評価及び検証等に関すること、自己点検・評価のPDCAサイクルによる検証に関すること、その他自己点検・評価等に関することを任務とする。委員は学長が委員長となり、ALO、副学長、附属図書館長、各センター長並びに室長、委員会委員長、学科長（専攻設置学科を除く。）、各専攻から選出された教授会構成員各1名、事務局長及び事務局次長、各課長、その他委員長が必要と認められた者をもって組織し、点検・評価の実施は、各学科（各専攻を含む）、各委員会等、附属図書館、各センター及び各室、事務局、その他委員会が必要と認められたものを実行組織として行う。

実行組織は、毎年度毎に自己点検・評価の結果を取りまとめ、翌年度の8月末日までに評価委員会に報告する。自己点検・評価結果は、報告書に取りまとめ、ホームページの「情報の公表」において積極的に社会に公開している。評価委員会委員長は、自己点検・評価の結果に基づき、必要があると認められるものについては、当該部署に検討を指示し、改善に努めることとしている。

(2) 点検・評価項目

短期大学評価基準（一般財団法人短期大学基準協会制定）に定めるに従い、次の項目について点検・評価を実施している。

- 1) 建学の精神
- 2) 教育の効果
- 3) 内部質保証
- 4) 教育課程
- 5) 学生支援
- 6) 人的資源
- 7) 物的資源
- 8) 技術的資源をはじめとするその他の教育資源
- 9) 財的資源
- 10) 理事長のリーダーシップ
- 11) 学長のリーダーシップ
- 12) ガバナンス

1.4. 情報の公表

(1) 教育情報の公表

帯広大谷短期大学では学校法人としての公共的な性格に鑑み、ホームページ上に教育研究上の基本的な情報として、本学のガバナンス・コードや建学の精神、三つのポリシー、学則等を掲載し、また、修学上の情報として、教員組織、授業科目及び授業計画を記載している。更に、財務情報として、計算書類及び監査報告書を記載しており、学生の教育研究環境に関する情報、教育研究に関する情報等を積極的に公表している。

(2) 学校教育法施行規則第172条の2に関する教育情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2に関する情報の公表については、本学ホームページの「情報の公表」にまとめて掲載している。【資料2.3】

「情報の公表」ページにおいては、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果のほか、履修系統図、学則、自己点検・評価報告書、認証評価の結果、財務情報、事業報告書、事業計画書、公的研究費の管理・監査に関する情報、校舎等の耐震化率、授業評価アンケートの集計結果等を公表している。

教育情報や財務情報は、学校案内パンフレット、学生便覧、学園広報誌等の刊行物によっても広く学外に公表している。

【資料2.3】情報の公開 掲載URL一覧

1.5. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) 実施体制

授業の内容及び方法の改善を図るための取組みについては、主として教育研究委員会がこれを所掌している。教育研究委員会が実施する「学生による授業評価アンケート」は、専任教員、非常勤講師ともに実施して、教員個人での教育効果の測定・評価・改善に役立てている。

ファカルティ・デベロップメント（以下、「FD」という。）研修については、教育研究委員会が企画・主催し、年2回から3回程度の研修会を開催する。学内外の講師による研修の他、高大接続に基づく研修会などを行い、教員（非常勤講師を含む）は、FD研修を通して授業・教育方法の向上を目指す。

その他、教育研究委員会は、教員の研究支援のための情報収集と提供を行い、教務委員会と学務課は、シラバスの内容確認を行うなど、教員と各部署が連携して教育活動及び研究活動の充実と支援を図る。

また、事務職員の資質の向上、大学の管理運営等に関する研修及び教育研究活動の支援を図る目的で、スタッフ・デベロップメント（以下、「SD」という。）推進委員会を置き、SD研修をはじめとした企画・運営を行っているが、近年では、教職協働の観点からも、FD/SD研修として全教職員参加型研修会としての方法を取っている。

(2) 具体的な取り組み

- 1) 学生による授業評価アンケート

引き続き、専任教員非常勤講師ともに前期と後期の年間 2 回にわたり学生による授業評価アンケートを実施し、集計結果は各教員にフィードバックして、以後の授業計画の発展及び改善等に活用する。集計結果は、学校全体の一覧をホームページにて公表し、アンケート結果を教育の質の向上・改善に繋げることが全学的な使命であることを明確にする。また、授業アンケートの項目については実効性のある内容を維持していくために、教育研究委員会において常に点検して管理を行う。

2) シラバスの点検

教務委員会と学務課は、連携の上、シラバス更新時の記載内容点検を引き続き行う。『シラバス作成要領』に従い点検を行い、改善点があった場合には科目担当者に連絡の上、適正な記載に追加・修正等を依頼する。

3) 教員相互の授業参観

教育研究委員会では、教員相互の授業参観を推進することとしている。一定期間を授業参観期間に指定し、全教職員を対象として実施する。参観した教員の授業から新たな授業内容や教授方法の発見を得ること、さらに参観した授業に関するコメントシートを科目担当者にフィードバックして、相互の授業改善に資することを目指す。

4) F D / S D 研修会の開催

教育の質の向上により学生の学習成果獲得に資するため、教育研究委員会が中心となり、年 2 回から 3 回程度の F D / S D 研修会を実施する。学内外の講師による研修会の他、高大連携校と合同で I C T を活用した授業方法の開発をテーマとした研修会を実施する予定である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために導入した、オンラインによる遠隔授業について、これまでの経験から得た授業方法のノウハウを教員間で情報共有して、一層の充実を図ることを目的とした研修会の企画も考えている。

1 6. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取り組み

1) 基礎分野で社会的・職業的自立の基盤を修得

教育課程の基礎分野科目（全学共通教養科目、基礎教養科目、基礎科目）は、社会的職業的自立の基盤となる基礎的な知識・技術・態度と豊かな人間性を修得することを目的として 1 年次の科目にしている。「思考と表現」「人間学」「哲学」「倫理学」「憲法」「物理学」「体育実技」のほか、英語 I ・ II、英語コミュニケーション、情報科学、生物学、手話の世界など、いわゆる教養科目（人文、社会、自然）を配置している。このうち、「哲学」「倫理学」は、オムニバスで看護学科の専任教員が担当する、「哲学」では、看護の社会的・職業的自立に直結するナイチンゲール思想を学修する。倫理学では、看護専門職の倫理的基盤を示す国際看護師協会の「ICN 看護師の倫理綱領（2012 年版）」、日本看護協会の「看護者の倫理綱領」を含めている。初年次教育の科目「思考と表現」（アカデミックスキルなどの修得）から、看護学に対する興味・関心を深め、看護職の理解（社会的使命・役割や必要となる資質・能力・態度等）、看護職としてのキャリアプランニング能力などを身につけるものである。

2) 「基礎看護学実習 I」をはじめ、臨地実習で職業的自立のための実践的な能力を涵養

専門分野の「基礎看護学実習 I」（1 年次配当）には、社会的・職業的自立の導入となる目標を置いている。実習での成功体験と、実習指導者の優れた知識技術・臨床推論・臨床判断

を知る機会を通して、看護職の役割や看護の実態を理解するとともに、看護職に対する興味関心を高め、職業選択に対する意識を涵養する。また、領域ごとに実施する臨地実習では、看護現場における実習体験を通して、看護職として自立するために必要な職業人としての自覚や態度、社会的責任と使命、職業倫理などを身に付けるとともに、看護職としての実践的な能力の養成を図ることとしている。

3) キャリア支援

「看護の統合と実践」の総合実習が終了した3年生を対象に、国際看護学の視点から、看護専門職に対する国際的な期待を知るワークショップ及び、北海道看護協会の協力を得て、北海道看護協会担当者の講義から看護専門職と専門職職能団体活動について学ぶ。

(2) 教育課程外の取組み

1) 就職ガイダンス

学生が就職活動への意識を高め、最善の就職活動が出来ることを目的として、第一線で活躍している保健師・助産師・看護師による就職ガイダンスを開催して職業選択に対する意識を涵養する機会とする。

2) キャリアサポート講座

就職指導・支援を一層充実したものにするため、日本看護協会ナースセンター職員やハローワークの職員に来学していただき、具体的な就職支援を提供する。また、様々な保健医療介護福祉業界の実態を学生が学修できるように、第一線で活躍する講師を招き、正規の授業として選択科目の「キャリアサポート講座」を開講する。

3) インターンシップ

本学では学生の社会的・職業的自立を支援するため、夏休みに保健医療介護福祉施設でのインターンシップへの参加を積極的に奨励し、職業体験の中で自分の適性や能力を早期の段階から自覚させ、その後の就職活動の励みになるようにしている。対象の学生は2年～3年の希望者である。キャリア支援課では、インターンシップ参加の心構えや、諸注意事項の具体的な説明など、数回にわたり十分な時間をかけた事前指導を行っている。また、本学では、いきなりインターンシップに参加することに抵抗がある学生のために、短期で就業体験を味わうことができる職務体験という制度を設けている。期間は1週間で1年次から参加することができる。看護学部の学生もこのインターンシップ、職務体験に参加できるようにする。

(3) 適切な体制の整備

本学看護学科ではキャリア形成のため、適切な体制を整備して入学時から関連する保健・医療・介護・福祉機関の状況や看護職者に対する要望などを常に収集しながら、キャリア支援への活用を目指す。

1) キャリア支援課

本学のキャリア支援課は全学共通で、社会人としての資質を養うためのセミナーやインターンシップのほか、看護師の仕事に関するガイダンスや現場で活躍する保健師・助産師・看護師を招いての講演会、保健・医療・介護・福祉機関による合同就職説明会、国家試験対策指導など、年間を通じて進路・就職指導及び相談活動を行い、社会人としてのマナーなどを身に付けるためのセミナー・国家試験対策支援・インターンシップ支援・就職、進学に対

する情報提供など社会的・職業的自立を支援する。

2) ゼミ制による教員及び他学生からの支援

①本学の既存学科では担任制とゼミ制を導入してきたが、看護学科設置後は、既存学科を含めた全学科の教員が学科の領域を超えて1年次から3年次までのゼミ制とする。

②キャリア支援課と連携しながら、就業初年次の適応指導、学習支援、生活支援、国家試験対策支援、就職支援など社会的・職業的自立のための相談・指導を1年次から3年次まで縦割りの少人数ゼミで知識や情報を共有できる機会を継続的に提供する。

以上